

兵庫地方最低賃金審議会
第3回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械
器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

| | |
|---|---|
| 令和6年9月27日(金) 14時51分～16時34分 | |
| 兵庫労働局 第3共用会議室 | |
| 公益代表委員 | 梅野委員、三上委員 |
| 労働者代表委員 | 末道委員、中島委員、堀井委員 |
| 使用者代表委員 | 榮永委員、松岡委員 |
| 事務局 | 岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官 |
| (1) 兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他 | |
| 議 事 内 容 | |
| <p>○飯田賃金指導官 それでは、定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。 ただ今から、第3回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、千田委員と新山委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p> <p>○梅野部会長 それでは、議事に入ります。 まず、事務局から参考になる情報等ございますか。</p> <p>○安積賃金室長 事務局より他の都道府県での電子部品等製造業での特定最賃の結審状況について、御説明させていただきます。 今のところ、他の都道府県でこの電子部品等製造業では金額の結審に至ったという情報は入っておりません。</p> | |

あと兵庫県他の業種での特定最賃の審議状況について、お話させていただきます。
兵庫県では7つの業種について、改正の申出を受けておりましたが、現在、自動車小売業が必要になしで結審をいたしております。

その他には、輸送用機械器具製造業でプラス51円の1,126円、鉄鋼業でプラス51円の1,116円、塗料製造業でプラス51円の1,099円、いずれも全会一致で結審いたしております。

この電子部品等製造業の他に、残りはん用機械器具等製造業と計量器等製造業につきましては、金額の審議が継続中となっております。以上です。

○梅野部会長

ありがとうございます。

それでは、前回9月2日の専門部会において、全会一致で改正必要性ありとの決議を行いましたので、本日は議題の(1)「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として金額審議を行います。

今までの審議の中でお話いただいている部分もありますが、労使から金額審議に当たっての金額提示及びその理由等を発言いただいて、審議を進めていきます。

最初に労使それぞれ打合せの時間は必要ですか。

○労使委員

はい。

○梅野部会長

それでは、10分、15分程度で別室にてお願いいたします。

(労使委員それぞれで打合せ)

○梅野部会長

それでは、再開いたします。

まず、申出いただいた労働者側から金額提示とその理由をお聞かせください。

○堀井委員

労働者側としましては、必要性審議で主張してきましたとおり、電機産業の今年の春闘で産業別最低賃金というのを設けており、そちらの引上げ額が300人未満のところ約6%引き上がっており、そのうち兵庫県内に限定すると6.3%程度引き上がっています。

労働者側の主張としては、それらの平均の数字が中心になろうかと思っておりますので、そちらを考慮して、審議に臨んでいきたいと考えています。以上です。

○梅野部会長

金額では、いくらになりますか。

○堀井委員

金額でいくと、60円という数字になります。

あくまでも平均で6%程度となっていますので、6%という数字の方を採用したいと考えています。

○岡本労働基準部長

金額にすると、60円引上げの1,062円ということですね。

○堀井委員

そうです。

○岡本労働基準部長

分かりました。

○梅野部会長

使用者側の方はどのような金額提示になりますか。

○松岡委員

使用者側としましては、改正の必要性の方は前回認めさせていただきましたが、金額審議につきましては、厳しい状況であるということをお前回申し上げております。

やはり未満率等他業種に比べて、かなり高い状況にありますので、引上げは51円の1,053円を提示させていただきます。

○梅野部会長

ということで、労働者側6%引上げ、1,062円、使用者側はプラス51円の1,053円という主張です。

意見が一致しませんので、公労、公使で話し合いたいと思います。

まず、労働者側と個別にお話ししましょう。

(公労会議、労使会議)

○梅野部会長

それでは、再開いたします。

長らくの協議ありがとうございます。

どのような状況だったか、御報告いただけますか。

○松岡委員

それでは、私の方から御報告させていただきます。

結局、我々使用者側は 51 円、労働者側 52 円ということで話をさせていただきました。

我々使用者側がどうしてもこだわるところは、未満率がこの電子部品等は他の特賃の業種に比べて、非常に高く、しかも年々上がっていつている傾向にあることです。

この状況を止めない限り、使用者側がこの 51 円より積み上げるということはどうしてもできないということを御説明させていただきました。

いろいろ協議を重ねましたが、我々はそこまでということで説得させていただき、労働者側にご承諾いただきました。

ということで、今年に関しましては、51 円でという形で決着がつかしましたので、御報告させていただきます。

○梅野部会長

ありがとうございました。

労働者側の方から何かありますか。

○堀井委員

松岡委員から御報告いただいたとおりです。

やはり未満率が高い傾向にあり、それは厳しい状況が数字に表れた結果ですので、そこが改善されないとなかなか難しいという一面は残っています。

そこを何とか改善できるようにしたいなということを労使で話をさせていただきました。以上です。

○梅野部会長

ありがとうございました。

それでは、労使の意見が一致したということで、専門部会として金額改正の意見をまとめます。

労使それぞれ、今意見があったとおりですので、内容は割愛します。

専門部会での金額改正は、結論が出ました。

報告・答申の手続きに入ります。

必要性の有無の審議についてと同様に金額審議におきましても、7月19日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項、これを適用することを議決しています。

全会一致で改正金額の合意をいただいている場合、その内容で、事務局に報告文案それから答申文案を作成し、答申をするということになっています。

では、まず全会一致であることの確認を行います。

兵庫県電子部品等製造業最低賃金の改正内容について、時間額 1,053 円、引上げ額 51 円、効力発生の日は令和6年12月1日とします。

御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○梅野部会長

ありがとうございます。

出席者全員の賛同を得ました。

本専門部会におきましては、全会一致により、兵庫県電子部品等製造業最低賃金について、時間額1,053円、引上げ額51円と決議されたことを確認しました。

事務局において、この内容で専門部会の報告文（案）、及び答申文（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

それでは、準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局が当該文書（案）を用意し、部会長が報告文（案）を確認。報告文（案）を出席者に配布。）

○梅野部会長

それでは、報告文（案）から確認します。事務局において、報告文（案）を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

はい。

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 梅野 巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 梅野 巨利 千田 直毅 三上喜美男
労働者代表委員 末道 辰也 中島 洋 堀井 説也
使用者代表委員 榮永 悟 新山 正幸 松岡 直哉

別紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,053円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日

以上です。

○梅野部会長

ただ今読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

はい。

○梅野部会長

ありがとうございます。

それでは、報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。

今回は全会一致の議決ですので、局長あて答申を行います。

事務局は答申の準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、準備をさせていただきます。

（部会長に答申文（案）を確認。事務局は、その答申文（案）を出席者に配布。）

○梅野部会長

それでは、事務局で答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○飯田賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

兵庫労働局長

赤松 俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下につきましては、報告書と同文ですので、省略させていただきます。

○梅野部会長

ただ今読み上げていただいた答申文案の内容でよろしいですね。

○各委員

はい。

○梅野部会長

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あて答申をいたします。

本日労働基準部長に答申文をお渡ししますので、事務局は準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（部会長から労働基準部長へ「答申文」を手交）

（事務局より、「答申文」の写しを出席者に配布）

○梅野部会長

続いて、議題（２）の「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ございますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○梅野部会長

本日の審議は以上です。最後に一言お伝えさせていただきます。

7月19日に兵庫労働局長から必要性有無についての諮問がなされてから、本日まで、専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県電子部品等製造業に係る必要性有無及び金額改正について審議を重ねてまいりました。

その結果、本日全会一致での結審に至ることができました。

皆様の御努力と審議会運営に対する御協力に対して、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

では、これで今年の兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会終了いたします。

ありがとうございました。

梅野 巨利

堀井 説也

松岡 直哉